き一般更生債権（本節第１、２⑶に基づき権利変更された一般更生債権を含む。）に限る。）を有するときは、当該一般更生債権のうち、確定更生担保権超過額に相当する部分について、船舶更生担保権と同等に取り扱うこととし、本弁済実施日に、確定更生担保権超過額（ただし、当該一般更生債権のうち、確定更生担保権超過額に相当する部分について、本章第３節第２に基づき、既に一般更生債権として弁済を受けている場合には、その弁済額を控除する。）を一括して弁済する。

エ　預金質権の解除

船舶更生担保権者は、本項⑴の通知を受領したときは、通知を受領した日から10日以内に、前記⑷イの定めに従い設定された質権の解除に必要な書類を管財人に交付する。

第３　更生担保権の弁済の上限に関する特則

将来傭船料債権更生担保権者及び船舶更生担保権者が、更生担保権への弁済として合算して弁済を受けることのできる総額は、別表８－１及び別表８－２の「債権総額（弁済上限額）」欄記載の額（以下「弁済上限額」という。）を上限とし、船舶更生担保権への弁済（前記第２、２⑸仮弁済以降の更生担保権の弁済をいう。以下同じ。）は、弁済上限額から、傭船料債権回収金弁済総額を控除した残額（前記第１、２⑶の定めに従い更生債権として弁済される額及び前記第１、２⑷により確定更生担保権超過額（将来傭船料債権）として弁済される額を含む。以下「本弁済前残高」という。）を上限とする。本弁済前残高が船舶更生担保権の確定担保権額を下回る場合、その下回る額に相当する金額の船舶更生担保権については、将来傭船料債権更生担保権であったものとみなす。

第２節　優先的更生債権の権利の変更及び弁済・納付方法

第１　租税等の請求権

該当なし。

第２　労働債権

１　確定優先的更生債権

確定した優先的更生債権は存在しない。

２　弁済方法

更生手続開始後の利息の請求権並びに更生手続開始後の不履行による損害賠償請求権及び違約金の請求権については、更生計画認可決定日に、その全額につき免除を受ける。確定した優先的更生債権（労働債権）は、その確定債権額を、更生計画認可決定確定日から１か月後の日が属する月の末日限り弁済する。

なお、外貨建債権については、円貨建債権に変更せず、外貨建債権のまま弁済する。

第３節　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

第１　確定更生債権

確定した一般更生債権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、その詳細は別表９「一般更生債権弁済計画表」記載のとおりである。

（確定更生債権）　1,187,600,473円及び額未定

（債権者数）　１名

第２　権利の変更及び弁済方法

１　第１回免除及び第１回弁済

⑴　第１回免除

別表９「一般更生債権弁済計画表」記載の債権者が有する一般更生債権のうち、更生手続開始後の利息の請求権並びに更生手続開始後の不履行による損害賠償請求権及び違約金の請求権については、更生計画認可決定日に、その全額につき免除を受ける。

⑵　第１回弁済

別表９「一般更生債権弁済計画表」記載の債権者に対して、第１回免除後の債権額（以下「元本等」という。）（外貨建債権については外貨での金額とする。）に１％を乗じた金額を、本章第１節第１、２、⑵ア①に定める将来傭船料債権更生担保権に対する第１回弁済日に弁済する。

なお、外貨建債権については、円貨建債権に変更せず、外貨建債権のまま弁済する。

２　中間弁済

前記１の定めに基づく第１回弁済から後記３の定めに基づく追加弁済を実施するまでの間において、弁済をするのに適当な金銭があると認めるときは、管財人は、追加弁済に先立って、裁判所の許可を得て、別表９「一般更生債権弁済計画表」記載の一般更生債権に対し、元本等に按分して弁済（以下「中間弁済」という。）を行うことができる。中間弁済を行う場合も、外貨建債権については、円貨建債権に変更せず、外貨建債権のまま弁済する。

中間弁済を行う場合は、管財人が任意に定める中間弁済基準日の時点で確定している元本等に対し、裁判所の許可を得てから１か月以内に、管財人の定める弁済率（以下「中間弁済率」という。）を乗じた金額を弁済する。なお、中間弁済は、弁済をするのに適当な金銭があると認められる都度、複数回行うことができる。

３　追加弁済及び追加免除

⑴　追加弁済

①全ての資産の換価・回収が完了し、②確定更生債権等に対する第３章に定める弁済が完了し、③全ての更生債権等の額が確定し、未確定更生債権に対する第４章第２節（未確定更生債権の措置）に定める第１回弁済を完了し（中間弁済を実施した場合は第１回弁済に加えて中間弁済も完了し）、かつ、④清算費用を含む共益債権及び優先的更生債権に対する弁済を控除しても、⑤なお余剰が存在する場合には、裁判所の許可を得て、別表９「一般更生債権弁済計画表」記載の一般更生債権に対し、裁判所の許可を得てから１か月以内に、元本等に按分して弁済（以下「追加弁済」という。）を行う。なお、追加弁済を行う場合も、外貨建債権については、円貨建債権に変更せず、外貨建債権のまま弁済する。余剰が存在しない場合には、管財人は、更生債権者に対して、その旨の通知をする。

⑵　追加免除

別表９「一般更生債権弁済計画表」記載の債権者が有する一般更生債権のうち、元本等については、追加弁済日の翌日に、元本等から第１回弁済及び追加弁済の弁済額合計額（中間弁済を実施した場合は中間弁済額を含む。）を控除した残額につき免除を受ける。

ただし、追加弁済を実施しない場合には、管財人が「追加弁済を実施しない旨の通知」を発送した日に、元本等から第１回弁済において弁済を受けた額（中間弁済を実施した場合は中間弁済額を含む。）を控除した残額について免除を受ける。

４　外貨建債権の特則

中間弁済率及び追加弁済率の計算の基準となる元本等のうち、外貨建債権の元本等の金額については、以下のレート（平成28年３月31日時点の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の直物為替公表建値）によって円換算した金額を用いて算出する。円換算において生じる１円未満の端数は切り捨てる。

外貨建債権	換算レート
１米ドル（ＵＳ＄）	112.68円
１シンガポールドル（ＳＧＤ）	83.31円
１ユーロ（€）	127.70円
１ペソ（₱）	2.46円

第４節　権利の変更及び弁済方法に関するその他の事項

第１　弁済の場所等

本更生計画による弁済は、全て、更生会社の日本における営業所において行う。